



埼玉県報

第465号
令和5年(2023年)
11月14日
火曜日

目次

告示

- システム運営等業務委託に関する入札公告（情報システム戦略課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 災害救助用備蓄食料に関する落札者等の公示（入札課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除（水環境課）
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり課）
- 本庄北部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 草加都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 狭山都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 県道東松山鴻巣線の供用の開始（東松山県土整備事務所）

告示

埼玉県告示第千三百三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

システム運営等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年2月1日（木）から令和9年1月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を令和3年4月1日以降に誠実に履行した実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 森 電話048-830-2282（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年12月15日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年12月14日（木）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年12月14日（木）午後4時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和5年12月15日（金）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年12月5日（火）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年11月16日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Technical support for Information Systems Division 1 set

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., December 15, 2023

By registered mail or in person: 4:00 p.m., December 14, 2023

(3) Contact Information:

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and Finance,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2282

告示

埼玉県告示第千三百三十八号

熊谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

熊谷市	令和三年度	地籍図三十四枚	大麻生五地区（大麻生の一部）	令和五年十一月七日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日	

告 示

埼玉県告示第千三百三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
災害救助用備蓄食料 267,000食
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県農林部農産物安全課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社サイボウ 埼玉県さいたま市見沼区卸町2丁目6番15号
- 5 落札金額
69,206,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年8月8日

告 示

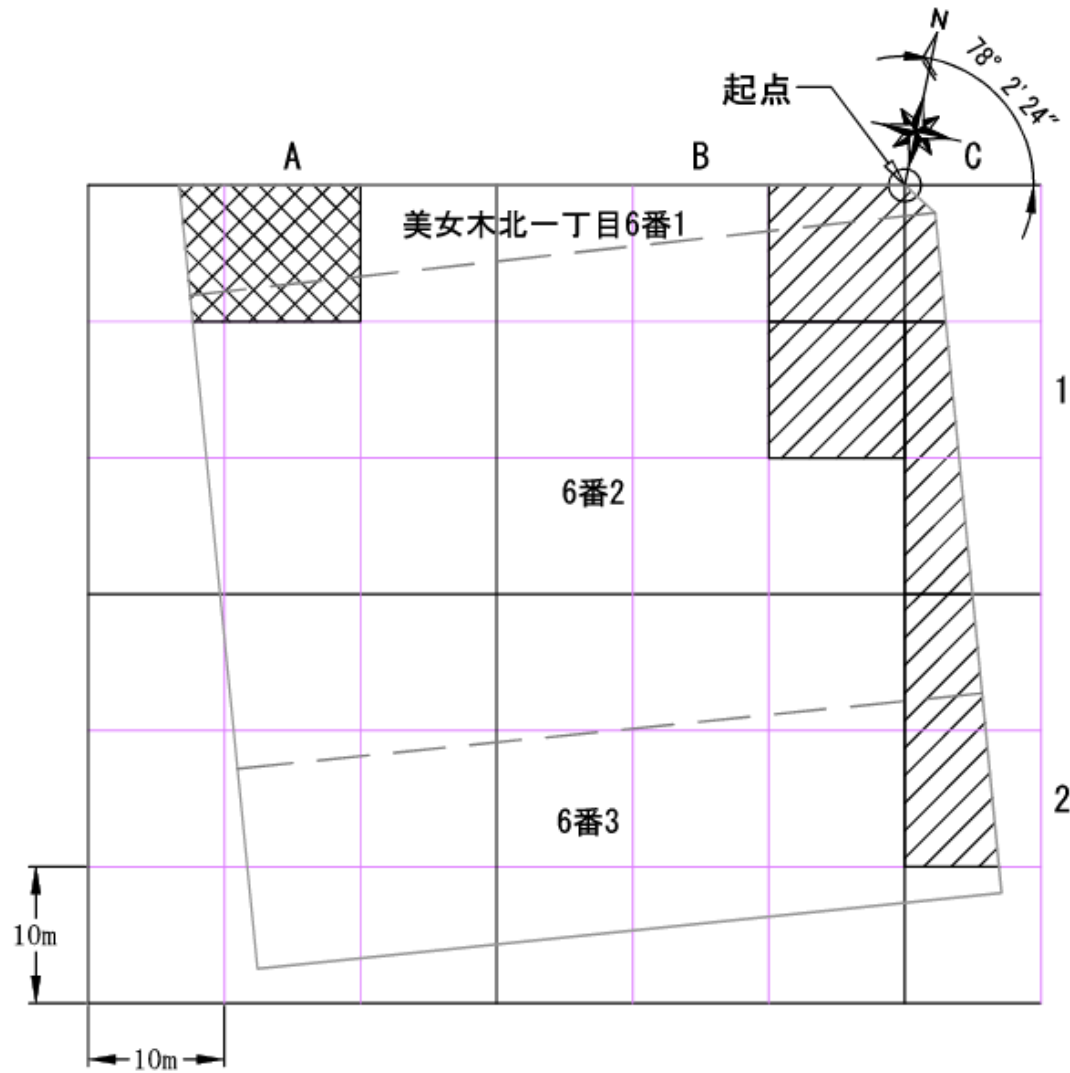
埼玉県告示第千三百四十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年埼玉県告示第八百八十八号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和五年十一月十四日





埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市美女木北一丁目六番一の一部及び六番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去



起点

起点は埼玉県戸田市美女木北一丁目6番1の最北端とする

-  形質変更時要届出区域
-  指定を解除する区域
-  敷地境界
-  地番境界

告 示

埼玉県告示第千三百四十一号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百四十二号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千三百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー川口上青木店

埼玉県川口市上青木四丁目十三番七十四

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年七月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千四百九十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六〇二・六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五六・三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後十時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和五年十月三十一日

二 縦覧期間

令和五年十一月十四日から令和六年三月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十一月十四日から令和六年三月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三百四十四号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
秩父市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告示

埼玉県告示第千三百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年十一月八日認可した。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

本庄北部土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県本庄市

告示

埼玉県告示第千三百四十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―四〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市野原字山神二百八十六番二外八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百九十四・一九立方メートル

浸透効果量 〇・〇二五立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第千三百四十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―五―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字天神沢五百八十六番一外四十筆

埼玉県深谷市畠山字天神沢千五百番一外三十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八千五百三十・五四立方メートル

浸透効果量 〇・〇六一立方メートル毎秒

告示

埼玉県告示第千三百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画道路一・三・二号高速外環状道路、三・四・八十五号入谷東西線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

八潮市大字八條字入谷及び字白鳥の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、草加市都市整備部都市計画課、八潮市都市整備部都市計画課、三郷市まちづくり推進部都市デザイン課

四 縦覧期間

令和五年十一月十四日から令和五年十一月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画道路三・四・三号入間柏原線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

狭山市笹井の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市都市建設部

都市計画課

四 縦覧期間

令和五年十一月十四日から令和五年十一月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画道路三・五・十三号第一小学校通線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

東松山市箭弓町一丁目及び箭弓町三丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市計

画部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年十一月十四日から令和五年十一月二十八日まで

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

<p>路 線 名</p>	<p>東松山鴻巣線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡吉見町大字久米田字一ノ耕地一八二番四地先から 同郡同町大字久保田字原一四一二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年十一月十四日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和二年三月三十一日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一四九・四メートル</p>